破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４１６号

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡1408番地16
債務者　池田　貞雄
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井　友之
4　破産債権の届出期間　平成24年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１７号

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡1408番地16
債務者　池田　克子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井　友之
4　破産債権の届出期間　平成24年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１２９号

仙台市青葉区八幡１丁目２番１号　グリーンハイツ八幡町201
債務者　阿部　正昭
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号

福島市蓬莱町４丁目４番22―26号、従前の住所福島市岡部字町内50番地の２　安倍アパート101
債務者　大戸　忠夫（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺野　明弘
4　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４８号

群馬県太田市大原町465番地10
債務者　木村　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７８１号

千葉市若葉区大草町441番地90
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５４号

千葉市若葉区高品町151番地２　ウッドパーク東千葉107号
債務者　海野すみ江
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　寛之
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８４号

栃木県佐野市堀米町3694　レオパレスアルコイーリス107、住民票上の住所千葉県船橋市上山町３丁目617番地18
債務者　中村　公一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田佐知子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７８１号

名古屋市西区大金町５丁目55番地
債務者　長江　　博
法定代理人成年後見人　長江　明美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝日　裕晶
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前11時25分
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８号

山口市三和町16番27号
債務者　窪田　憲次
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　裕希
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０５号

千葉市緑区おゆみ野１丁目51番地８
債務者　齋藤　英治
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　朋子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６号

茨城県日立市金沢町７丁目17番４号
債務者　馬場　陽一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１５５１号

千葉市若葉区貝塚２丁目12番36号　アヴニールＮｏ．１―102号
債務者　林崎美佐子（旧姓間宮）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２号

北海道岩見沢市駒園５丁目２番28号
債務者　高塚　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　健太
4　破産債権の届出期間　平成24年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部